

厚岸町議会 令和5年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和5年9月5日
午前11時35分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審議を進めてまいります。

はじめに議案第71号令和5年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページから4 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

7 ページ、8 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

9 ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めます。

11款1項1目地方特例交付金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目土木費国庫補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 17款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2項道補助金、2目民生費道補助金。

（なし）

●委員長（室崎委員） 3目衛生費道補助金。

（なし）

●委員長（室崎委員） 4目農林水産業費道補助金。

（なし）

●委員長（室崎委員） 5目商工費道補助金。ありませんか。

（なし）

●委員長（室崎委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

（なし）

●委員長（室崎委員） 4目農林水産業費委託金。ありませんか。

（なし）

●委員長（室崎委員） 19款1項寄附金、3目民生費寄附金。

（なし）

●委員長（室崎委員） 4目衛生費寄附金。

（なし）

●委員長（室崎委員） 8目消防費寄附金。

7番、南谷委員。

●南谷委員 19款1項8目消防費寄附金でございます。ここでお尋ねをさせていただきます。

990万円の計上でございますが、町外から19者の寄附で災害対策寄附企業版ふるさと納税と表示をされております。まずこの内容について説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 総務政策課長。

●総務政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この企業版ふるさと納税でございますが、これ内閣府に対しまして、この地方再生計画、これ厚岸町でも未来総合戦略の計画をつくっておりますが、それを内閣府に提出いたしまして、これを認められたところがこの企業版ふるさと納税をできるということでございます。これが認められますと、企業がこの支援に対して寄附を行った場合、法人税関係が優遇されるというところでございます。

これ、この寄附金は令和6年度となっておりますが、厚岸町ではこれ申請させていただいて認定もらったのが令和3年3月31日ということで認定をしたということで、内閣府から来たところでございます。

これは始めて令和4年からの寄附金頂いておりますが、今回私どももやはり自主財源努力ということでございます。そういった中では、令和5年度、6年度、これ2年に1回であります。入札の指名願、こちらの届出をしていただいております。これが今回777件、こちらのほうに全て5月に出させていただいて、これの周知をさせていただきました。これを見ていただいた事業者が今回この寄附に至ったということで、今回補正計上を990万円を計上させてもらったという経緯でございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●南谷委員 以前からあったのだけれども、特に大きな数字になったのは今年という理解をさせていただきました。企業が税法上の優遇措置があると説明がありましたけれども、企業として概略でいいですから、どのようなメリットがあるのか、このふるさと納税に寄附をすることによって、町外の会社にとっては税法上メリットあるということは分かったのだけれども、その内容について可能な範囲で説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 総務政策課長。

●総務政策課長（三浦課長） お答えいたします。

これ、よく示されている部分でありますので、それぞれの企業の決算、その状況によって変わるとは思うのです。これ一般的な例でお答えさせていただきたいと思えます。

まず、この企業版ふるさと納税やることによりまして、法人住民税、これ寄附額の4割を全額控除、それと法人税、これも法人住民税4割に達しない場合、その残額を税額控除。それと法人事業税、寄附額の2割を全額控除ということで、これが例えば1,000万円を寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減されるということでございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●南谷委員 そうすると、企業とすれば、むしろふるさと納税同様にメリットがあるとい

う理解をさせていただいたのです。税金を直接払うより、もしこっちに払えば控除はされるので、企業としてはこっちのほう、どうなのですか、解釈的には企業としてはこっちに振り込むほうとメリットというのですか、収益的には今の説明だと理解できないものですから、どうなのですか。

●委員長（室崎委員） 総務政策課長。

●総務政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほど私からご説明したのは一般的な例ということで捉えていただければと思います。企業にとっては、これがメリットかデメリットかというのは、正直言ったらその企業の収支状況によって変わってくるのかなと思っております。ただ、私たちはこういうような厚岸町で事業を進めている、こういう制度がありますということで、この入札の申請が来たところに案内を出させていただきまして、その趣旨をご理解していただいたところがこういうふうにするさと納税をしていただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（室崎委員） 7番。

●南谷委員 委員長、経理処理について使途に触るので、歳出に若干触れるので、お許しをいただきたいのですが。

この寄附金の使途でございますが、消防費寄附金になっているのです。今回消防費、この事業が消防費になった、この事業の内容について、まず説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 総務政策課長。

●総務政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この災害対策寄附金ということでございますが、厚岸町で、これ皆さんにはもうこの企業のほうに周知させていただいた中には、この厚岸町でやる地方創生総合戦略、これを事業でもあるのですけれども、大きいのをやはり今、厚岸町で進めていっております防災交流センター、仮称であります、こちらのほうの事業がこういうような厚岸町をこの事業を進めてますということで、こちらのほうも企業のほうと一緒に同封させていただきました。その企業から来たのが、あったのが、ぜひ防災のこういう部分に使っていただきたいということで、この仮称防災交流センター、こちらのほうに充当するというところでございます。

この充当先の部分であります、今回この寄附金990万円頂いておりますので、この後に出てくる町債のほう、仮称防災交流センターの整備事業債、これが470万円減額させていただいております。そして、その充当先であります歳出のほうになりますけれども、消防費の今回この防災交流センターの整備事業、こちらのほうに財源充当内訳ということで、この起債がなくなったことによって、この歳出のほうの充当を変えさせていただいているということでございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●南谷委員 先に説明若干してくれたのですが、改めて確認をさせていただきます。これでいくと38ページですか、今、説明がありました。38ページの260仮称防災交流センター整備事業投資ゼロ（地方債△470万円、その他990万円）、これが寄附金だなど。差額の分については、一財が財源として990万円が寄附金が充当されるので、地方債と一財の分の520万円が減額になったと、こういう理解をしたのですが、それでよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務政策課長。

●総務政策課長（三浦課長） 委員言われるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 他に、8目ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

20款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 21款1項1目繰越金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 22款諸収入、6項雑入、2目過年度収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目雑入。ありますか。

7番、南谷委員。

●南谷委員 3目の雑入、この下に農業生産資材高騰支給給付金返還金11万6,000円があります。間違いはないですか、ここで。ここでお尋ねをさせていただきます。

歳出にもこの関係があるのですが、返還金が発生した内容について、まず説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お尋ねの農業生産資材高騰支給支援給付金返還金でございますけれども、令和4年度の農業資材高騰支援給付金事業に関わる部分でございます。昨年の12月議会におきまして補正措置をいただき、各農家に支給をさせていただいた部分でございます。

これ、国が実施する国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業における補填金の一部として、1頭当たり2,800円の支援を町と農業協同組合、JA釧路太田と浜中農協がそれぞれ1,400円ずつ各農家に支援をした内容のものでございます。この部分、既に支給済みでございます。今年1月でしたか、総務産業常任委員会でこの実績についてもご報告をさせていただいた経過がございます。

この支援金、これにつきましては、国の機関であります家畜改良センターというところが全国のこの経産牛の頭数をシステムにより算出して、全国の農協にこの頭数を周知していたところでありますが、5月の末にこのプログラムを作成した独立行政法人家畜改良センターのほうで、人為的ミスによってこの頭数のカウントのプログラムを誤って作成してしまったということで、全国で2,349戸の生産者、4,554万円の過払金が発生したという事案が発生しまして、これは農林水産省のほうから各都道府県に説明があり、6月に入ってから各農協を通して厚岸町のほうに過払金があったという報告があったところでございます。

この部分につきましては、町としてはこの1,400円の単価分をコロナの交付金を使って補填をさせていただいていた部分がございますので、これにつきましては、令和4年度の会計処理がもう決算を迎えておいた関係上、この部分についてはコロナの返還金として国に戻さなければならないという必要性が生じてしまったところでございます。

そういったことから、今回、この農業生産資材高騰支給支援給付金の返還金ということで、各農家からこの超過して支給した分をお戻しをいただいて、それを雑入で受けた上で、歳出でいくと償還金利子及び割引料をもって国のほうへ返還するというような事務手続きが今回生じてしまった関係上、この予算を計上させていただいたというような内容でございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●南谷委員 大変丁寧な説明、ありがとうございます。独立法人ですか、家畜改良センターが頭数を誤ったデータを、その数字を厚岸町のほうに報告をされて、農協を通して厚岸町に報告されて、その数字が過大であったため、結果として多めに農家にも払ってしまった。そこでお尋ねをさせていただくのですが、厚岸町としてその発見は、その誤りを発見というのは不可能だったのでしょうか。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） この分につきましては、厚岸町はもとより、残念ながら全国的にこの支援金を支給されている全ての自治体も同様の形で事前にこういった過払い

というのですか、このカウントが多くされているということを見つけた自治体は一つもなかったというような結果的にはなりません。そういった部分で、今回、厚岸町もこの支援金の返還をしなければならなくなったというような内容になっております。

●委員長（室崎委員） 7番。

●南谷委員 何か人ごとみたく聞こえるのです。それがどうだというのはあるのだろうけれども、仕方がないことかもしれないけれども、厚岸町だっただけ出している関係上、申し訳ありませんでしたということに結果的にはなるのではないのですか。それはよしとして、分かりました。現在、酪農家の皆さんに、返還状況でございます。既にもう完了、戻してもらっていると思うのですが、戻してもらった件数、金額、これらについてはどうなっているのか、それから、いやいや払わないよ、戻さないよと、こういう人はいなかったのかどうなのか、この辺の状況について説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 既に支給済みであります部分から、今回返還される部分だけちょっとお答えさせていただきますけれども、釧路太田農協所属分、これにつきましては79頭で11万600円、さらには浜中町農協、この所属関係につきましては4頭で5,600円、合計で83頭分で11万6,200円、この分が各農家から農協を通じて町のほうに返還金として返還されるというような流れで今進んでおります。これにつきましては、浜中の農協については、担当者確認でいけば、もう既に農協のほうに返還金 coming という部分があります。JA釧路太田につきましては、今月中にこの返還金を事務を完了させる予定ですよというお話をお伺いしておりますので、これが整い次第、国のほうに返還をしていくという事務に移らせていただきたいと思いますと考えているところであります。

●委員長（室崎委員） 3目、他にありますか。
8番、石澤委員。

●石澤委員 ちょっと何か分からないのですけれども、これ農家各戸に、農家ごとに自分たちで頭数を申請するという形ではなかったのですか。その辺、どうだったのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答えいたします。

これにつきましては、全国統一ということで、この経産牛のカウントをしているのが家畜改良センターということで、これが福島県にあるのですけれども、それをそれぞれ全国の経産牛をカウントしたものを今回の国の支援対策を行う際に全ての農協にその数字を送ったというような流れで事務が進んでいると認識をしているところであります。

て、流れとしては、牛の移動情報というのが農家から農水省の所管する独立行政法人家畜改良センターへ報告されます。家畜改良センターが牛の個体識別情報というものを管理しているのですけれども、その国の交付対象頭数、これが家畜改良センターのほうで個体識別台帳からデータを抽出して、各農協にデータを送ってしまったのですが、そのデータを抽出するときのプログラムの作業が基準日を誤って算定したことによって、本来当たり前の頭数より多くカウントされてしまったということが結果的に分かってしまったというようなことで私どもは認識しております。

●委員長（室崎委員） 8番。

●石澤委員 それはこの支給がある時点ですか、牛が動きますよね、やはり。何か月から何か月の間とか、規定があったのですよね。そういう基準がどうだったのか、それから、これ牛が動かない農家だって結構あったりするのですけれども、そういうのがあると、これ何戸ぐらいの農家が返還しなければならない、全戸返還になるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） これは令和4年4月1日、それか令和4年10月1日時点のうち少ないほうの頭数を通知するべきだったということなのですが、カウントしたときがそれよりも遅い日にちだった、それで結果的にその移動状況によって多くカウントされてしまったという内情のようであります。頭数の先ほどお話ございましたけれども、支給済み頭数でいきますと、JA鉏路太田は6,307頭、そのうち79頭が多くカウントされていたと。浜中農協は534頭のうち4頭多くカウントされていたということが判明したという流れになっております。

●委員長（室崎委員） 他に3目ありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは、ここで昼食のため休憩いたします。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

22款6項3目、ありますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
23款1項町債、7目消防債。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 10目臨時財政対策債。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、13ページ、歳出に入ります。
1款1項1目議会費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3目職員厚生費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目情報化推進費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8目財政管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 10目企画費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 12目車両管理費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項町税費、1目賦課納税費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4項選挙費、5目道知事道議会議員選挙費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目町議会議員選挙費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2目心身障害者福祉費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目老人福祉費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4目児童福祉施設費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5目児童館運営費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6目諸費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康推進費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7目諸費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3目廃棄物対策費。
8番、石澤委員。

- 石澤委員 これ新規に出ているのですけれども、どういうことに、どういう計画になっているのでしょうか。内容をちょっと知りたいです。

- 委員長（室崎委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 災害廃棄物処理計画策定ということでございます。この計画につきましては、国の災害廃棄物対策支援に基づきまして、日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震で深刻な津波被害が想定される国が対策の特別強化地域に指定している市町村が策定することになっております。これにつきましても、厚岸町がこれに指定されているところでございます。この地域の実情に応じまして、非常災害に備えた災害廃棄物処理計画を作成するとなっておりまして、厚岸町としても地震や豪雨などの大規模な災害時に発生する災害ごみの処理に備え、この計画を策定するとなつていところでございます。

- 委員長（室崎委員） 8番。

- 石澤委員 そうすると、どこにそういう廃棄物を投げるかとか保管するかとか、そういうのも全部含めて大まかなことを、土砂崩れも何もみんな含めてそういう場所をつくるとか、そういうのも含めて決めていく、策定するということなのですか。どこかの町村にお願いするとか、そんなことも入ってくるのでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） この計画につきましては、災害廃棄物の発生量とか町内の発生量、また処理フローとか住民への啓発広報、災害廃棄物一時仮置き場所の選定とか車両の同線等を含めまして、この計画にうたっていくということでございます。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは、先へ進みます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業振興費。ありませんか。

（な し）

委員長（室崎委員） 5 目農地費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 目農業施設費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 先へ進みます。

2 項林業費、1 目林業総務費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 項水産業費、2 目水産振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目漁港管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目養殖事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 目全国豊かな海づくり大会推進事業費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目食文化振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目観光振興費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目観光施設費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 目道路新設改良費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 項公園費、1 目公園管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 項住宅費、2 目住宅管理費。
8 番、石澤委員。

- 石澤委員 住宅管理費のところなのですが、公営住宅で古くなっている住宅に対していろいろなこういう問題が出てくるとか、そこに住んでいる人からいろいろ意見が出ているのですけれども、住宅のどういう状態かというのを何かアンケートを取るような話も

聞いていたのですけれども、それはどういうふうになっている、公営住宅の在り方というか、古い住宅をどういうふうに管理するのかというのはどうなっているのですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 老朽化した公営住宅の件でありますけれども、現在私どものほうで公営住宅の長寿命化計画という計画の策定を業者委託をして、今、まさに進めている最中でありまして。その中で、現在、一般住宅も含めた中でのアンケートになるのですけれども、公営住宅のそういった入居者に対するアンケート調査も実際に行っておりまして、まだ改修には至ってない状況でありますので、その結果についてはまだ分かりませんが、今後そういったアンケート内容を踏まえた中で、この長寿命化計画の中に老朽化した住宅であるとか、今後維持、補修して存続していく住宅であるとか、そういったものをすみ分けをした中で、今後の公営住宅の在り方というのを計画策定していくといったような内容になっております。

●委員長（室崎委員） 他にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

8 款 1 項 消防費、2 目 災害対策費。

7 番、南谷委員。

●南谷委員 8 款 1 項 2 目 18 節でございます。負担金補助及び交付金 174 万 4,000 円の補正計上のうち、まず避難場所 128 万円、ここでお尋ねをさせていただきます。43 万 8,000 円ですか、修繕料、この内容について説明をさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、お尋ねの災害避難場所の修繕料 43 万 8,000 円についてでございますけれども、町が停電に備えて保有しております発電機、これが毎年の定期の確認において不具合が生じていたということで、3 台分、これを修理しております。これで 3 台で 15 万 7,960 円、それともう一つが津波避難場所の看板の修繕料として 28 万円を計上しております。こちらは床潭の有限会社高島食品、こちらの裏山が避難場所に指定させていただいておりますが、その津波避難場所の看板、こちらが階段が道路から若干敷地内、高島の敷地を挟んでちょっと奥側に階段があって、その階段の下に看板があるものですから、これを道路側から見やすいように、道路側に看板を移設するための修繕ということで 28 万円を計上させていただきます。

●委員長（室崎委員） 7 番。

●南谷委員 まず、3台の15万8,000円なのです。停電に備えて配電盤の修理というのは、配電盤がどうなったのかがよく分からないのです。修繕する配電盤、どこに配置している配電盤がどういうふうになったからどう直すのかというのがちょっと分からないのです、修繕。それから、高島食品の裏山に設置の避難場所の移設に係る、何で移設なのか、この理由について説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 大変申し訳ありません。私、停電に備えて配電盤と申し上げましたが、発電機の誤りであります。大変申し訳ありません。

それで、この発電機3台ですが、まず1台が役場に備えております発電機、それともう1台が厚岸消防署、さらにもう1台が森林センター、こちらに各1台ずつある発電機を修理したものでございます。発電機がその点検時においてかからなかったですとか、非常にかかりが悪かったということで修理に出しております。

それと、津波の避難場所の看板なのですが、避難場所を示す看板であります、道路から奥まったところにあるということで、道路から見えなくて、避難場所を明確に示すために道路側に、そちらに向かってくる方に分かりやすく道路の脇に看板を移設するという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●南谷委員 15万8,000円なのだけれども、はっきりきちんと説明聞いているわけだから、修繕と書いて説明にあるのです。けれども、修繕の内容を聞いているわけだから、やはり今言ったように、2回目の答弁できちんとしてください。そうしたら、再質問なくていいわけだから。

その上でお尋ねをさせていただきます。除雪委託料、災害避難場所の除雪委託料が84万2,000円の計上になっておるのですけれども、今まであまりこの時期にこのような補正計上というのはないのです。新規だと思ふのです。何で今回このように計上されたのか、この内容について説明をしてください。

●委員長（室崎委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 津波避難場所除雪委託でございますけれども、お供山展望台、お供山につけた避難階段の上の避難場所、そちらのほうさきの議会の中でご指摘をいただきまして、津波注意報があったときに町民の方が登られたけれども除雪がされてなかったというご指摘を受けまして、ちょっとその除雪をするように検討しておりました。ただ、町職員が直接行くということはなかなか難しいというところが、都度行くということは難しいところがありますので、こちらを業者のほうに除雪を委託したいということで予算を計上させていただいております、1回当たり業者から見積りをい

ただきまして、1回当たり15万3,000円の消費税ですので、消費税込みで16万8,300円、これの町道の除雪の回数を参考に年5回ということで予算計上をさせていただいております。合計で84万2,000円という計上になっております。

そのほかの避難場所につきましては、これまで同様町道の除雪に合わせて町道の除雪事業者が避難場所、あるいは避難経路も除雪していただいておりますので、こちらは引き続きそのような形で実施して、これまでしていなかったお供山の除雪について新たに計上させていただくと。

お供山に登るまでの階段につきましては、あそこ網目の踏み板になっているものから、なかなか積もりづらい状況になっております。我々も職員が雪が降った都度確認はさせていただいて、必要であれば若干雪かきをするといった対応をしておりますので、その部分は従来どおり対応して、上の避難する広場の部分を委託するという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 2目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

9款教育費、1項教育総務費、6目スクールバス管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5項社会教育費、3目公民館運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目文化財保護費。

8番、石澤委員。

●石澤委員 ここでアイヌの方の骨をウポポイにということだったのですけれども、これは大分前から海事記念館ですべて保存していたということなのではないでしょうか。このほかに何かあるのですか。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） ご質問の内容ですけれども、この遺骨につきましては、過去に厚岸町内での発掘調査等で発見されたもの、これを海事記念館で保存していたというものでございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●石澤委員 それは、その人たちの身内と言ったら変ですけどもそこを必要とする、私たちのものだという方はなくて、本当に発掘した状態で、そのほかには厚岸のほうではそういう遺骨とか何も発見されていないのですか。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 厚岸町内では、現在4体の遺骨がございます。それ以外のものはございません。4体だけでございます。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

6目情報館運営費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6項保健体育費、2目社会体育費。

10番、堀委員。

●堀委員 ここで、宮園運動公園のパークゴルフ場について聞きたいと思うのですけれども、宮園運動公園のパークゴルフ場に何やらキタキツネが3匹ほどいて、パークゴルフプレー中の球を持っていかれると。50個以上も被害に遭って、多い人だと7個ぐらいも被害に遭っている方がいるということを知っているのですけれども、この状況とそれに対する対応というものはどのようにされているのか教えてください。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 宮園運動公園のパークゴルフ場にキツネがたびたび出没し、利用者の球を持って逃げてしまうという事象は事実でございます。我々としたしましては、まず利用者に対する注意喚起、それと発見した場合には、爆竹等を使った追い払い、それと罠を仕掛けて捕獲をするというような対策を取っているところでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●堀委員 わなを仕掛けてやっているという、それで今までに捕獲されているのかどうか、あとそれと心配なのがキツネがくわえていった物、あとから見つけて取り返すこ

ともできなくもないと思うのですけれども、何せキツネで怖いのはエキノコックスだと思うのですけれども、そういうものを考えたときにわな捕獲だけではなくて、駆虫剤的なものも散布した中で対処していただけないかなと思うのです。もしあって、それをキツネがくわえて唾液のついた物を拾うと、何も手も消毒もしないでといった場合のエキノコックスの感染のリスクというものが高くなると思うので、やはりそこら辺もきちんとしてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 駆虫剤の使用につきましては、いろいろな方法を含め検討したいと思っております。現在も他の地域でも同様の事例は発生していると考えておりますので、他の地域の対策等についてもいろいろお聞きしながら、まずは利用者の方がエキノコックス等の不安がないような形も含め、あとはコース内にキツネが立ち入らないようなことも含めて、いろいろな様々な対策、利用者の方が気持ちよくプレーできるような方向にもってまいりたいと考えております。

すみません、捕獲実績につきましては、今のところ捕獲したという情報は聞いておりません。

●委員長（室崎委員） 他に、この費目ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

4目学校給食費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次へまいります。

12款1項1目給与費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 45ページから46ページまでは、給与費明細書です。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条、地方債の補正です。

地方債については、5 ページ第2 表地方債補正と6 ページ地方債に関する調書補正です。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 総体的にございませぬか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第72号令和5 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第72号からは、款項で審査いたしますが、よろしゅうございませぬか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 1 ページ、第1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1 表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

6 款繰入金、2 項基金繰入金。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 7 款1 項繰越金。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 委員長（室崎委員） 次に、議案第73号令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。
2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。
6 ページ、7 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。
8 ページ、歳入から進めてまいります。
9 款1項町債。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、10ページ、歳出に入ります。
2 款水道費、1 項水道事業費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 1 ページへお戻りください。
第2条地方債の補正です。
地方債については、4 ページ第2表地方債補正と5 ページ地方債に関する調書補正です。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第74号令和5年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項国庫補助金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 款 1 項支払基金交付金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項基金繰入金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9款1項繰越金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、3項介護認定審査会費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4項趣旨普及費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2款保険給付費、3項高額医療合算介護サービス費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7款諸支出金、1項償還金及び還付金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第75号令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 4款1項繰越金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

- 次に8ページ、歳出に入ります。
- 2款1項後期高齢者医療広域連合納付金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 以上で、令和5年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算5件の審査は、終了いたしました。

よって、令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後1時32分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和5年9月5日

令和5年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長